

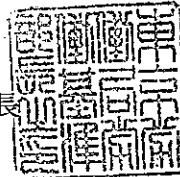


東労基発第80号

平成25年5月29日

一般社団法人東京建設業協会 会長 殿

東京労働局労働基準部長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(周知依頼)

平素から労働基準行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第58号)が下記1のとおり本年4月12日に公布され、車両系建設機械関係は本年7月1日から、食品加工用機械関係は、本年10月1日から施行することとなりました。

今般、施行に先立ち、改正省令に係る趣旨及び細部事項の解釈については、下記2のとおり厚生労働省労働基準局長から示されました。

また、省令改正に伴い、車両系建設機械に関する安全衛生特別教育規定の一部が下記3のとおり改正され、その特別教育に関する趣旨及び細部事項の解釈については、下記4のとおり厚生労働省労働基準局長から示されたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、省令改正等について十分御理解いただき、貴団体傘下の会員事業場への周知等をお願い申し上げます。

なお、平成24年における東京労働局労働災害の発生状況及び全国安全週間実施要綱を同封いたしますので、引き続き労働災害防止対策に一層取組んでいただきますよう御配慮をお願いします。

記

- 1 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第58号)
- 2 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(基発0412第13号)
- 3 安全衛生特別教育規定の一部を改正する告示(平成25年厚生労働省告示第141号)
- 4 安全衛生特別教育規定等の一部を改正する告示の適用について(基発0412第14号)
- 5 上記1から4の概要説明
- 6 労働災害の発生状況
- 7 第86回全国安全週間実施要綱及びリーフレット



今回お送りいたしました下記通達については、東京労働局の HP から電子媒体（PDF）で入手することができますのでご利用ください。

- 1 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 58 号）
- 2 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（基発 0412 第 13 号）
- 3 安全衛生特別教育規定の一部を改正する告示（平成 25 年厚生労働省告示第 141 号）
- 4 安全衛生特別教育規定等の一部を改正する告示の適用について（基発 0412 第 14 号）

東京労働局 HP

<http://tokyo-roundoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

法令様式集バナー（右上お役立ち情報） → 法改正のご案内 → 1年以内の法改正
「食品加工用機械、車両系建設機械に係る労働安全衛生規則等の改正について」

また、第 86 回全国安全週間実施要綱については、厚生労働省の HP から入手できますのでご利用ください。

厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/>

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 >

2013 年 4 月 > 平成 25 年度「全国安全週間」を 7 月に実施（4 月 19 日掲載）

○厚生労働省令第五十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第六十一条第一項及び第一百十二条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第七第六号2の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 木材加工用機械（第一百二十二条—第一百三十条）」を 「第三節 木材加工用機械（第一百二十二条—第一百三十条）」を 第三節の二 食品加工用機械（第

十二条—第一百三十条）

百三十条の二—第一百三十条の九）」

に、「第一款 構造（第一百五十二条・第一百五十三条）」を 「第一款 総
第一款の二

則（第一百五十一条の八十四）

構造（第百五十二条・第百五十三条）」

用機械（第百七十二条の四—第百七十二条の六）」に改める。

第百七条の見出し中「そうじ等」を「掃除等」に改め、同条第一項中「そうじ」を「掃除」に、「又は修理」を「修理又は調整」に、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「覆い」を「覆い」に改め、同条第二項中「かけ」を「掛け」に改める。

第二編第一章中第三節の次に次の二節を加える。

第三節の二 食品加工用機械

（切断機等の覆い等）

第一百三十条の二 事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断又は切削に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

（切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止）

第一百三十条の三 事業者は、前条の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料

に、「第五款 ブレーカ（第百七十二条の四）」を「第五款 解体

を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止)

第一百三十条の四 事業者は、第一百三十条の二の機械（原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から原材料を取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(粉碎機等への転落等における危険の防止)

第一百三十条の五 事業者は、食品加工用粉碎機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならぬ。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯（令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講

じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱（以下「安全帯等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（粉碎機等に原材料を送給する場合における危険の防止）

第一百三十条の六 事業者は、前条第一項の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（粉碎機等から内容物を取り出す場合における危険の防止）

第一百三十条の七 事業者は、第一百三十条の五第一項の機械（内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなけ

ればならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ロール機の覆い等)

第一百三十条の八 事業者は、食品加工用ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

(成形機等による危険の防止)

第一百三十条の九 事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

第一百四十二条第一項中「及び」を「又は」に改め、「混合機」の下に「(第一百三十条の五第一項の機械を除く。)」を加え、「ふた」を「蓋」に、「さく」を「柵」に改め、「(令第十三条第三項第二十八号の安全帶をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「ふた」を「蓋」に改め、同条第三項中「安全帶その他の命綱(以下「安全帶等」という。)」を「安全帶等」に改める。

第一百四十三条第一項中「混合機()」の下に「第一百三十条の五第一項の機械及び」を加え、「行なわれる」

を「行われる」に改める。

第一百四十七条第一項中「本章第四節に規定する」を「第一百三十条の九及び本章第四節の」に、「はさまれる」を「挟まる」に改める。

第一百五十三条中「ブレーカ」を「解体用機械」に改める。

第二編第二章第一節中第一款を第一款の二とし、同節に第一款として次の二款を加える。

第一款 総則

(定義等)

第一百五十二条の八十四 この節において解体用機械とは、令別表第七第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

2 令別表第七第六号2の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

- 一 鉄骨切断機
- 二 コンクリート圧碎機
- 三 解体用つかみ機

第一百五十七条の見出しを削り、同条の前に見出しつして「（転落等の防止等）」を付し、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第一百五十七条の二 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないよう努めるとともに、運転者にシートベルトを使用さるように努めなければならない。

第一百六十五条中「及び取りはずし」を「又は取り外し」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「安全ブロック等」の下に「及び第一百六十六条の二第一項に規定する架台」を加え、第二編第二章第一節第二款中第一百六十六条の次に次の二条を加える。

(アタツチメントの倒壊等による危険の防止)

第一百六十六条の二 事業者は、車両系建設機械のアタツチメントの装着又は取り外しの作業を行うときはアタツチメントが倒壊すること等による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に架台を使用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の架台を使用しなければならない。

(アタツチメントの装着の制限)

第一百六十六条の三 事業者は、車両系建設機械にその構造上定められた重量を超えるアタツチメントを装着してはならない。

(アタツチメントの重量の表示等)

第一百六十六条の四 事業者は、車両系建設機械のアタツチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタツチメントの重量（バケット、ジッパー等を装着したときは、当該バケット、ジッパー等の容量又は最大積載重量を含む。以下この条において同じ。）を表示し、又は当該車両系建設機械に運転者がアタツチメントの重量を容易に確認できる書面を備え付けなければならない。

第一百六十八条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に、「こえる」を「超える」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第百七一条の四の特定解体用機械にあつては、逆止め弁、警報装置等の異常の有無

第一百六十八条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第二編第二章第一節第五款の款名を「解体用機械」に改める。

第一百七十二条の四の見出しを「（立入禁止等）」に改め、同条中「ブレーカ」を「解体用機械」に改め、「工作物の解体若しくは破壊の作業（令第六条第十五号の五の作業を除く。）又はコンクリート、岩石等の破碎の」を削り、「措置」の下に「（令第六条第十五号の二、第十五号の三及び第十五号の五の作業にあつては、第二号の措置を除く。）」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の労働者を立ち入らせない

こと。

第二編第二章第一節第五款中第一百七十二条の四を第一百七十二条の六とし、同条の前に次の見出し及び二条を加える。

（使用の禁止）

第一百七十二条の四 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、ブーム及びアームの長さの合計が十二メートル以上である解体用機械（以下この条において「特定解体用機械」という。）の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所においては、特定解体用機械を用いて作業を行つてはならない。ただし、

当該場所において、地形、地質の状態等に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

第一百七十二条の五 事業者は、物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは、運転室を有しない解体用機械を用いて作業を行つてはならない。ただし、物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号に掲げる建設機械の運転の業務の項中「第六号」を「第六号1」に改め、同項の次に次のように加える。

令第二十条第十二号の業務のうち	一 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（平成二十五年七月一日以後に開始されたものに限る。）を修了した者
令別表第七第六号2に掲げる建設機械の運転の業務のうち	二 その他厚生労働大臣が定める者

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第一款 構造（第

「第一款 総則（第百五十一条の八十四）

百五十二条・第百五十三条」を

第一款の二 構造（第百五十二条・第百五十三条）」

に改める部分及

び「第五款 ブレーカ（第百七十二条の四）」を「第五款 解体用機械（第百七十二条の四—第百七十二条の六）」に改める部分に限る。）、第二編第二章第一節の改正規定及び別表第三の改正規定は、平成二十一年七月一日から施行する。

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の労働安全衛生規則（次条において「新安衛則」という。）第百五十一条の八十四第二項各号に掲げる機械であつて、平成二十五年七月一日において現に製造しているもの又は現に存するものについては、労働安全衛生法（次条において「法」という。）第四十二条の規定は、適用しない。

（就業制限に関する経過措置）

第三条 事業者は、新安衛則第百五十二条の八十四第二項各号に掲げる機械の運転の業務については、新安衛則第四十二条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を当該業務に就かせることができ

る。この場合においては、その者については、法第六十一条第二項の規定は、適用しない。

一 平成二十五年七月一日前に、この省令による改正前の労働安全衛生規則の規定により行われた車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者であつて、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したもの

二 平成二十五年七月一日において現に当該業務に従事し、かつ、当該業務に六月以上従事した経験を有する者であつて、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したもの

（罰則に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（家内労働法施行規則の一部改正）

第五条 家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一機械の項第一号中「そ^うじ」を「掃除」に、「又は修理」を「修理又は調整」に、「行なう」を「行う」に、「うける」を「受ける」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「^{おお}覆い」を「覆い

「に改め、同項第二号中「そうじ」を「掃除」に、「行なう」を「行う」に、「うける」を「受ける」に改め、同項第三号中「かける」を「掛け」に改め、同表研削といしの項機械、器具又は原材料その他の物品の欄中「研削といし」を「研削と石」に改め、同欄事項の欄第一号中「研削といし」を「研削と石」に改め、同欄第二号中「こえて」を「超えて」に改め、同欄第三号中「研削といし」を「研削と石」に改め、同表プレス機械又はシャーの項第三号中「こえない」を「超えない」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に、「ゆるみ」を「緩み」に改め、同項第五号中「行なう」を「行う」に改め、同表危険物の項第一号中「ふた板」を「蓋板」に改め、同表有機溶剤等の項第二号中「ふた」を「蓋」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「ふれない」を「触れない」に改め、同項第五号イ中「よい」を「良い」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同号ニ中「すみやかに」を「速やかに」に、「行なう」を「行う」に改め、同表土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する原因となる物品の項第二号及び第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「そうじする」を「掃除する」に改め、同表鉛等の項第三号中「真空そうじ機」を「真空掃除機」に、「そうじする」を「掃除する」に改め、同項第四号中「つめブラシ」を「爪ブラシ」に改め、同項第五号中「すみやかに」を「速やかに」

に、「真空そうじ機」を「真空掃除機」に、「そうじする」を「掃除する」に改める。

基発0412第13号
平成25年4月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第58号）が本日公布され、車両系建設機械関係は同年7月1日から、食品加工用機械関係は同年10月1日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遗漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

1 食品加工用機械関係（第2編第1章関係）

- (1) 食品加工用機械を原因とする休業4日以上の死傷労働災害が年間2,000件程度発生しており、その中には、指の切断など後遺障害が残る重篤なものも多く含まれている一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が規定されていないことから、食品加工用機械による労働災害の防止を図るために必要な措置を規定したものである。
- (2) 食品加工用機械を含めた機械一般について、目詰まり等の調整時の労働災害が多いことから、基準として必要な措置を規定したものである。

2 車両系建設機械関係

近年、解体工事現場への導入が進んでいる鉄骨切断機、コンクリート圧碎機又は解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という。）を原因とする休業4日以上の死傷労働災害が年間100件程度発生している一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が設けられていないことから、鉄骨切断機等による労働災害を図るために必要な措置を規定したものである。

また、これらの機械以外の車両系建設機械についても、これらの機械と同様に実施する必要がある場合には、規定の対象としたこと。

第2 細部事項

1 食品加工用機械関係（第2編第1章関係）

（1）食品加工用機械

ア 切断機及び切削機（第130条の2、第130条の3及び第130条の4関係）

- ① 第130条の2の「食品加工用切断機又は食品加工用切削機」とは、スライサー、チョップカッター、バンドソー等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械をいうこと。
- ② 第130条の2の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。
- ③ 第130条の2の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。
- ④ 第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部分が労働者の手の届く範囲にある場合をいうこと。
- ⑤ 第130条の3第1項及び第130条の4第1項の機械の運転の停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ⑥ 第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状の押し板及び取り出し器具が含まれること。
- ⑦ 第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」の「等」には、手動で送給する装置で可動部分との接触を確実に防止できるもの、両手操作式制御装置及び金属製又は特殊な化学繊維製の保護手袋が含まれること。ただし、保護手袋については、機械の危険性に応じて有効なものを選択する必要があること。
- ⑧ 第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

イ 粉碎機及び混合機（第130条の5、第130条の6及び第130条の7関係）

- ① 改正前の第142条は、食品加工用のものを含めた粉碎機及び混合機について、転落等の危険を防止する措置を規定したものであるが、第3節の2の新設に伴い、第130条の5において、食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機について必要な措置を規定したこと。なお、第130条の5と第142条において規定される措置の内容は同一であること。
- ② 改正前の第143条は、食品加工用のものを含めた粉碎機及び混合機について、内容物を取り出す場合の運転停止等の措置を規定したものであるが、第3節の2の新設に伴い、第130条の7において、食品加工用粉碎機及び

食品加工用混合機について必要な措置を規定したこと。なお、食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機については、連続的に加工を行いつつ、内容物の取り出すことが少なくなく、かつ、有効な用具等の使用によって十分に危険を防止できると考えられることから、作業の性質上、機械の運転停止が困難な場合に限らず、用具等の使用による内容物の取り出しを可能としたこと。

- ③ 食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機については、連続的に加工を行いつつ、原材料を送給することが少なくなく、内容物を取り出す場合と同様の危険があることから、第 130 条の 6 において必要な措置を規定したこと。なお、原材料の送給が自動的に行われない構造の機械に原材料を送給する場合であっても、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合があることから、機械の運転停止等の措置が必要となる場合を「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」に限定したこと。
- ④ 第 130 条の 5 第 1 項の「食品加工用粉碎機又は食品加工用混合機」とは、ミキサー、ミル、らいかい機等の回転する可動部分によって食品の原材料の粉碎、破碎、混合、混練又は攪拌を行う機械をいうこと。
- ⑤ 第 130 条の 5 第 2 項の「開口部」には、転落のおそれのある開口部だけでなく、機械の可動部分を囲う容器の開放されている部分を含め、それを経由して労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合の当該開口部が含まれること。なお、第 142 条第 2 項の「開口部」についても、同様であること。
- ⑥ 第 130 条の 5 第 2 項の「開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるとき」とは、機械の開口部及び可動部分の位置、大きさにより、労働者の身体の一部が機械の可動部分に届く場合をいうこと。ただし、機械の駆動力等が次のいずれにも該当するなど、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。なお、第 142 条第 2 項についても同様であること。
 - (ア) 機械の駆動力が、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること
 - (イ) 機械の駆動速度が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度であること
 - (ウ) 機械の可動部分の形状が、鋭利でないこと
- ⑦ 第 130 条の 5 第 2 項の「蓋、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「蓋、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。
- ⑧ 第 130 条の 5 第 2 項の「蓋、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

- ⑨ 第 130 条の 6 第 1 項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、労働者が原材料を送給する位置や機械の開口部等の原材料を送給する部分の位置、大きさ、さらには機械の可動部分の位置、可動範囲から、原材料を送給する労働者の身体の一部が機械の可動部分に接触する可能性がある場合をいうこと。ただし、⑥の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する場合は、これに含まれないこと。
- ⑩ 第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の機械の運転の停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ⑪ 第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具」には、可動部分との接触を防止することができる大きさ及び形状のトレイ及び柄杓が含まれること。
- ⑫ 第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具等」の「等」には、可動部分の形状が鋭利でない機械に備え付けられたホールド・ツウ・ラン制御装置であって、労働者の身体の一部が接触しても負傷しない程度まで回転速度を下げて運転させることができるもののが含まれること。
- ⑬ 第 130 条の 6 第 1 項及び第 130 条の 7 第 1 項の「用具等」について、機械に附属する専用のものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。
- ⑭ 食品加工用粉碎機及び食品加工用混合機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。
- ウ ロール機（第 130 条の 8 関係）
- ① 第 130 条の 8 の「食品加工用ロール機」とは、製麺用ロール機、製菓用ロール機等の食品の原材料を圧延する機械をいうこと。
- ② 「労働者に危険を及ぼすおそれのある部分」には、労働者の身体の一部が届くロール部が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者が自らの力で回転を止めることができ、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。
- ③ 第 130 条の 8 の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。
- ④ 第 130 条の 8 の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び作業を行う労働者が自ら操作できる急停止装置が含まれること。ただし、当該急停止装置を設ける場合には、原材料の送給に必要な箇所を除き、覆い又は囲いを設ける必要があること。
- ⑤ 食品加工用ロール機は、万が一、労働者の身体の一部が巻き込まれた場合に、離脱が容易な構造とすることが望ましいこと。

工 成形機及び圧縮機（第130条の9関係）

- ① 改正前の第147条は、食品加工用のものを含めた射出成形機等について、労働者の身体の一部が挟まれることを防止する措置を規定したものであるが、第3節の2の新設に伴い、第130条の9において、食品加工用成形機及び食品加工用圧縮機について必要な措置を規定したこと。なお、食品加工用成形機及び食品加工用圧縮機については、駆動力の小さいものがあり、労働者が身体の一部を挟まれたとしても労働者に危険を及ぼすおそれのない場合があることから、労働災害防止措置が必要となる場合を「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」に限定したこと。また、連続的に加工を行うことが少なくないことから、「戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置」ではなく、「覆い、囲い等」の設置を義務付けたこと。
- ② 第130条の9の「食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機」とは、おにぎりの成形機、マカロニの押し出し機、果実の圧搾機等の圧力を加えることによって食品の原材料の成形、型抜き、圧縮又は圧搾を行う機械をいうこと。
- ③ 「挟まれること等」の「等」には、機械に巻き込まれることが含まれること。なお、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機には、回転することによって食品を加工するものがあるため、挟まれることだけでなく、巻き込まれることによる危険を防止する措置についても規定したこと。
- ④ 「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」には、労働者の身体の一部が機械の成形部又は圧縮部に届く場合が含まれること。ただし、機械の駆動力が、労働者の身体の一部が接触しても、労働者の身体を負傷させるに至らない程度である場合は、これに含まれないこと。
- ⑤ 第130条の9の「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。
- ⑥ 第130条の9の「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置及び両手操作式制御装置が含まれること。

（2）一般基準関係（第107条関係）

- ア 機械の調整作業時においても、機械に巻き込まれる等の危険があることから、機械（刃部を除く。）の調整の作業について、掃除、給油、検査又は修理の作業と同様に、機械の運転停止等の措置を義務付けたこと。
- イ 第1項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれること。
- ウ 第1項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。

エ 第1項ただし書の「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用することが含まれること。なお、このモードは「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）の別表第2の14（3）イに示されたものであること。

- ① 選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。
- ② 危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・ツウ・ラン制御装置又は両手操作式制御装置の操作を続けることによってのみ動作できること。
- ③ 動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。

オ 第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。

カ 第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、同時に当該機械の起動装置に錠を掛けなければ、本項の要件を満たすことにはならないこと。

（3）その他の留意事項

ア 第2編第1章第3節の2に規定する機械（以下「食品加工用機械」という。）に設ける安全装置、覆い、囲い等については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第28条及び第29条の規定に基づく点検、整備、機能の保持等を徹底する必要があること。

イ 食品加工用機械を取り扱う労働者に対し、労働安全衛生規則第35条の雇入れ時等の教育の実施を徹底する必要があること。なお、同条第1項第1号から第4号までの事項に関する教育の省略が認められている飲食店においても、当該事項に関する教育を行うことが望ましいこと。

また、食品加工用機械の安全な取扱い方法を定めた作業手順書を作成し、これにより作業を行うよう労働者に対する教育を行うとともに、作業手順書に基づいて作業が行われていることを定期的に確認することが望ましいこと。

ウ 食品加工用機械の原動機、回転軸、歯車、ブーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分については、労働安全衛生規則第101条第1項及び第2項の規定に基づく覆い、囲い等の設置を徹底する必要があること。

2 車両系建設機械関係（第2編第2章第1節及び別表第三関係）

（1）定義等（第151条の84関係）

ア 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第7第6号2の「厚生労働省令で定める機械」として、鉄骨切断機等を規定したこと。

イ 鉄骨切断機とは、鉄骨（非鉄金属の工作物を含む。）を切断するためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。

ウ コンクリート圧碎機とは、コンクリートを碎くためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。鉄筋を切断する機能を付加したものも、これに含まれること。

エ 解体用つかみ機とは、木造の工作物を解体し、又はその解体物をつかんで持ち上げるためのフォーク状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。

オ 第2章第1節において、労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる機械（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機）で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものを「解体用機械」と定義したこと。

（2）構造（第153条関係）

ア 岩石の落下等により当該物が労働者に激突するおそれがある場所で、鉄骨切断機等を使用するときは、堅固なヘッドガードを備えなければならないこととしたこと。

イ 「岩石の落下等」の「等」には、鉄骨又はコンクリートの破片の落下や木造の工作物の倒壊が含まれること。また、本条のヘッドガードは、落下等のおそれのある物に対応したものとする必要があること。

（3）使用に係る危険の防止（第2款関係）

ア 転倒又は転落による危険の防止（第157条の2関係）

① 第157条の転倒及び転落を防止する措置の実施にもかかわらず、車両系建設機械の転倒又は転落が生じており、その際に運転者が車両系建設機械から飛び降りて機体に押しつぶされる等の労働災害が発生していることから、こうした労働災害を防止するための一定の努力義務を規定したこと。

② 「路肩、傾斜地等」の「等」には、岩石、根株等があり、転倒等のおそれのある場所が含まれること。

③ 「運転者に危険が生ずるおそれのある場所」には、傾斜角が5度を超える傾斜地、及び②の場所が含まれること。なお、第157条第1項の規定に基づき、補強やガードレールの設置を行った路肩、必要な広さ及び強度を有する鉄板の敷設や締め固めを行った地盤は、これに含まれないこと。

④ 「転倒時保護構造」には、日本工業規格A8920の3.2又は日本工業規格A8921の3.1に定める規格に適合するものが含まれること。また、「シートベルト」には、日本工業規格A8911の3.1に定める規格に適合するものが含まれること。

イ アタッチメントの交換作業時の危険の防止（第165条及び第166条の2関係）

① 改正前の第165条は、複数の労働者がアタッチメントの交換作業等を行う場合において、労働者相互の連絡不十分による労働災害を防止するため、作業を指揮する者を定め、その者に作業手順の決定等を行わせることを義

務付けたものであるが、労働者相互の連絡不十分により、②の架台が使用されないことのないよう、その使用状況の監視を作業指揮者に行わせることとしたこと。(第165条関係)

- ② アタッチメントの交換作業中にアタッチメントが倒壊し、又は不意に動くことにより、労働者がアタッチメントに激突され、又は挟まれる労働災害が発生していることから、車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行う際の架台の使用を義務付けたこと。(第166条の2関係)
- ③ 第166条の2第1項の「アタッチメントが倒壊すること等」の「等」には、アタッチメントが不意に動くことが含まれること。また、「アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険」には、倒れたアタッチメントの下敷きになる危険や、アタッチメントが不意に動いて手を挟まれる危険が含まれること。
- ④ 第166条の2の規定は、鉄骨切断機等以外の車両系建設機械にも適用されるものであり、例えば、三角形のバケットを取り外す際には交換用の架台を使用しなければならないこと。
- ⑤ 第166条の2第1項の架台は、解体用機械の製造者が製造した専用の架台に限らず、敷角等のアタッチメントの倒壊等を防止できるものであればよいこと。
- ⑥ 安定的に地面に置くことができる形状のアタッチメントを交換する作業においては、「アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険」がないため、第166条の2の架台を使用する必要はないこと。

ウ 装着するアタッチメントに係る制限(第166条の3関係)

- ① アタッチメントを交換できる車両系建設機械について、その構造上定められた重量を超えるアタッチメントを取り付けた場合、当該車両系建設機械が転倒する危険があることから、その構造上定められた重量を超えるアタッチメントの装着を禁止したこと。
- ② 「その構造上定められた重量」とは、車両系建設機械構造規格(昭和47年労働省告示第150号)に規定される安定度が損なわれない範囲内のアタッチメントの重量をいうこと。
- ③ 本条は、鉄骨切断機等以外の車両系建設機械にも適用されるものであり、アタッチメントには、鉄骨切断具、コンクリート圧碎具及び解体用つかみ機のつかみ具のほか、バケット、ジッパーが含まれること。

エ アタッチメントの重量の表示等(第166条の4関係)

- ① アタッチメントを取り替えた場合、機械重量や機械総重量、すくい上げことのできる物の容量や持ち上げことのできる物の重量が変わるため、これらの情報を運転者が容易に確認できるように、一定の方法による表示又は書類の備付けを義務付けたこと。

- ② ウ③については、本条についても同様であること。
- ③ 「バケット、ジッパー等」の「等」には、解体用つかみ機の「つかみ具」が含まれること。
- ④ 「重量」とは、アタッチメント自体の重量をいい、「容量」とは、バケット、ジッパー等によりすくい上げることのできる物の容量をいい、「最大積載重量」とは、バケット、ジッパー等を装着した車両系建設機械が持ち上げることのできる物の最大の重量をいうこと。
- ⑤ 「運転者の見やすい位置」とは、原則として、運転者が運転席から容易に見得る位置をいい、具体的には運転室内の前部又は側部の見やすい位置をいうこと。ただし、当該位置に操縦装置その他計器類が設けられているため表示することが困難な車両系建設機械においては、「運転者が容易にあらかじめ見ることができる位置」として差し支えないこと。
- ⑥ 「容易に確認できる書面」とは、アタッチメントの重量等が分かりやすく記載された1枚程度の書面をいうこと。また、当該書面の備付けは、運転席周辺の容易に取り出せる場所に行わなければならないこと。
- ⑦ 平成25年6月30日までにアタッチメントを交換できる車両系建設機械（機械本体に装着されていないアタッチメントを含む。）を譲渡し、又は提供した者は、その相手方が、本条により表示又は書面の備付けが必要となる事項に関する情報を求めた場合には、それを通知する必要があること。
- ⑧ アタッチメント自体にも同様の表示を行うことが望ましいこと。

オ 定期自主検査（第168条関係）

- ① 第171条の4の特定解体用機械の「逆止め弁、警報装置等」については、労働災害の防止上、特に重要であるため、1月以内ごとに1回、定期に行う自主検査の項目として規定したこと。
- ② 「逆止め弁」とは、油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な下降、収縮を防止するための弁をいうこと。
- ③ 「警報装置」とは、作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに警音を発する装置をいうこと。
- ④ 「逆止め弁、警報装置等」の「等」には、ブームの角度計や作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに、起伏装置及び伸縮装置の動作を自動的に停止させる装置が含まれること。
- ⑤ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であって、ブーム及びアームを水平にした状態において、解体用つかみ機に求められる前方安定度を確保できないものの逆止め弁、警報装置等についても、1月以内ごとに1回、定期に自主検査を行うこと。

（4）解体用機械のみに関する措置（第5款）

- ア 特定の場所における特定解体用機械の使用の禁止（第171条の4関係）
 - ① 特定解体用機械（ブーム及びアームの長さの合計が12メートル以上であ

る解体用機械）は安定性が低く、また、転倒し、又は転落した場合における危険性が高いことから、転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれがある場所での使用を禁止したこと。

- ② 「路肩、傾斜地等」及び「運転者に危険が生ずるおそれのある場所」の意義については、第 157 条の 2 と同様であること。
- ③ 「地形、地質の状態等」の「等」には、亀裂、含水、湧水、凍結等の有無及び状態、埋設物等の有無及び状態等が含まれること。
- ④ 「地形、地質の状態等に応じた当該危険を防止するための措置」には、アウトリガーにより十分な安定性が確保できる場合のアウトリガーの張り出しが含まれること。
- ⑤ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であって、ブーム及びアームを水平にした状態において、解体用つかみ機に求められる前方安定度を確保できないものについては、本条の場所での使用を控えること。
- ⑥ 第 5 款において複数の機械を規制することとし、これに伴い、作業の対象物の種類も増えたことから、規制の対象とする作業について、単に「解体用機械を用いて作業を行うとき」と規定したこと。なお、当該作業には、解体用機械を用いた工作物、コンクリート、岩石等の解体、破壊、破碎、切断の作業が含まれること。

イ 特定の場所における運転室を有しない解体用機械の使用の禁止（第 171 条の 5 関係）

- ① 解体用機械を用いて作業を行う場合、圧碎したコンクリートの破片が飛来し、労働者に激突するなどの危険があるため、このような場所においては、運転室を有しない解体用機械を用いた作業を原則として禁止したこと。
- ② 「物体の飛来等」の「等」には、解体用つかみ機によりつかんだ物の激突が含まれること。
- ③ 「物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置」によることができるか否かは、解体用機械のアタッチメントの動力や、作業の対象物の構造、性質、機械本体と作業の対象物との距離を勘案して判断する必要があること。当該措置の例としては、次のものがあること。
 - (ア) アタッチメント自体に物体の飛来を防止する覆いを取り付けること。
 - (イ) 予想される物体の飛来又は激突の強さに応じた強度を有する防護設備を設けること。
 - (ウ) 物体の飛来の強さが十分弱い場合に、顔面の保護面を有する保護帽及び身体を保護できる衣服を使用されること。

ウ 危険な箇所への立入禁止等（第 171 条の 6 関係）

- ① 鉄骨切断機等を用いた作業において、鉄骨又はコンクリートの破片が飛来し、又はつかんだ木材が激突するなどの労働災害が発生していることから、こうした危険のある箇所について、関係労働者を含め、解体用機械の

運転者以外の労働者の立入りを禁止したこと。

- ② 鉄骨切断機等を用いた作業について、ブレーカと同様に、悪天候時の作業の中止を義務付けたこと。
- ③ 労働安全衛生法施行令第6条第15号の2、第15号の3及び第15号の5の作業に係る悪天候時の作業の中止については、それぞれ第573条の3第2号、第517条の10第2号及び第517条の15第2号において規定されているため、本条の対象から除外したこと。一方で、労働安全衛生法施行令第6条第15号の2、第15号の3及び第15号の5の作業に係る立入禁止については、本条第1号と対象となる場所が異なるため、本条の対象としたこと。
- ④ 第1号の「物体の飛来等」の「等」については、第171条の5と同様であること。

(5) 技能講習（別表第3及び附則第3条関係）

ア 鉄骨切断機等（別表第3及び附則第3条関係）

- ① 解体用機械のうち、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者として、平成25年7月1日以降に開始される車両系建設機械（解体用）運転技能講習（安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第141号）による車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程の改正により、鉄骨切断機等の運転に係る内容が追加されたもの）を修了した者及び厚生労働大臣が定める者を規定したこと。（別表第3関係）
- ② 改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者については、平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習を修了した場合には、解体用機械のうち、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができるとしたこと。（附則第3条関係）
- ③ 平成25年7月1日時点において、解体用機械等のうち、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事した経験を有する者については、平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習を修了した場合には、当該業務に就くことができるとしたこと。（附則第3条関係）
- ④ ②・③の「都道府県労働局長が定める講習」については、別途通達すること。

イ ブレーカ（別表第3関係）

この省令による改正前に、解体用機械のうち、ブレーカの運転の業務に就くことができる者は、平成25年7月1日以降も当該業務に就くことができるること。

3 附則関係

ア 施行期日（附則第1条関係）

この省令は、平成25年10月1日から施行すること。ただし、車両系建設

機械関係は、平成25年7月1日から施行すること。

イ 譲渡制限等に関する経過措置（附則第2条関係）

- ① 平成25年7月1日において現に製造している鉄骨切断機等及び現に存在する鉄骨切断機等については、労働安全衛生法第42条の規定は適用されないこと。
- ② 「現に製造している」とは、現に設計の完了（設計の大部分を終了している場合を含む。）以降の過程にあることをいい、「現に存する」とは、現に使用されていること及び製造が完了しているが、まだ使用されていないことをいうこと。
- ③ 平成25年7月1日以降にアタッチメントを交換した鉄骨切断機等については、機体本体の製造又は輸入の年月日によって本条に該当するか否かが判断されること。

ウ 罰則に関する経過措置（附則第4条関係）

改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

エ 家内労働法施行規則の一部改正（附則第5条関係）

委託者が、委託に係る業務に関し、家内労働者に機械の譲渡等を行う場合には、刃部を除く機械の調整の作業の際に一定の労働災害防止措置を講ずることを記載した書面を、家内労働者に交付しなければならないとしたこと。

○厚生労働省告示第百四十一号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第五十八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条並びに労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条、第八十三条及び別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号2に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の規定に基づき、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

厚生労働大臣 田村 塤久

安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示

（安全衛生特別教育規程の一部改正）

第一条 安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二項の表小型車両系建設機械（解体用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識の項中「二時間」を「二・五時間」に改め、同表小型車両系建設機械（解体用）の運転に必要な一般的事項に関する知識の項中「コンクリート造」の下に「、鉄骨造又は木造」を加え、「土木施工」を「建設施工」に、「一時間」を「一・五時間」に改め、同条第三項の表小型車両系建設機械（解体用）の作業のための装置の操作の項中「二時間」を「三時間」に改める。

(労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者的一部改正)

第二条 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（昭和四十七年労働省告示第百十三号）を次のように改正する。

第六号中「第六号」を「第六号1」に改め、第七号中「第六号の」を「第六号1に掲げる」に改め、「定める者」の下に「及び同表令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号2に掲げる建設機械の運転の業務の項第二号の厚生労働大臣が定める者」を加え、同号口を同号ニとし、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第二の訓練科の欄に定める機械整備系建設機械整備科又は揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者

ロ 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練（通信の方法によつて行うものを除く。）（厚生労働省労働基準局長が指定するものに限る。）を修了した者

（車両系建設機械構造規格の一部改正）

第三条 車両系建設機械構造規格（昭和四十七年労働省告示第百五十号）の一部を次のように改正す

る。

第四条中「ブレーカ」を「解体用機械」に、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の三項を加える。

4 解体用つかみ機（次項の特定解体用機械に該当するものを除く。）は、ブーム及びアームが向かられている側の転倒支点における安定モーメントの値をその転倒支点における転倒モーメントの値で除して得た値が一・三三以上である前方安定度を有するものでなければならない。

5 ブーム及びアームの長さの合計が十二メートル以上である解体用機械（第十三条の二及び第十 四条第二項において「特定解体用機械」という。）は、ブーム及びアームが向けられている側の 転倒支点における安定モーメントの値をその転倒支点における転倒モーメントの値で除して得た 値が一・五以上である前方安定度を有するものでなければならない。

6 第三項の規定は、前二項に規定する前方安定度の計算について準用する。この場合において、 第三項第一号中「後方安定」とあるのは「前方安定」と、同項第二号中「状態」とあるのは「状 態（解体用つかみ機にあつては、その構造及び材料に応じて負荷させができる最大の荷重 をかけた状態）」と読み替えるものとする。

第六条第一項中「ブレーカ」を「解体用機械」に改め、同条第二項第三号中「しや断」を「遮断 」に改める。

第九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「強化ガラス」を「安全ガラス」に改め、同条に次の二項を加える。

5 鉄骨切断機及びコンクリート圧碎機の運転室は、その前面に、物体の飛来による危険を防止するための設備を備えているものでなければならぬ。

第十一条中「ブレーカ」を「解体用機械」に、「はさまれる」を「挟まれる」に改める。

第十三条の次に次の二項を加える。

(作業範囲を超えたときの自動停止装置等)

第十三条の二 特定解体用機械（作業範囲（当該特定解体用機械の安定度等に応じて定められた、ブーム及びアームを動かすことができる範囲をいう。以下この条において同じ。）を超えてブーム又はアームが操作されるおそれのあるものに限る。）は、作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに、起伏装置及び伸縮装置の作動を自動的に停止させる装置又は警音を発する装置を備えているものでなければならない。

第十四条の見出し中「安全弁」の下に「等」を加え、同条に次の二項を加える。

2 油圧を動力として用いる特定解体用機械の起伏装置及び伸縮装置は、当該油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な降下等を防止するための逆止め弁を備えているものでなければならぬ。ただし、第六条第二項第一号及び第三号に適合するブレーキ（人力によるブレーキを除く

。) を備えているものにあつては、この限りでない。

第十五条第一項中「されているもの」の下に「又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているもの」を加え、同項ただし書中「第六項」を「第七項」に改め、「されていないもの」の下に「又は当該事項に係る書類が備え付けられていないもの」を加え、同条第二項中「もの」の下に「又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられていないもの」を加え付けられたるもの」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「もの」の下に「又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているもの」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「もの」の下に「又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているもの」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「もの」の下に「又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているもの」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「もの」の下に「又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているもの」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 取り替えることのできるアタツチメントを有する車両建設機械は、第一項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、運転者の見やすい位置に当該アタツチメントの重量及び装着することができるアタツチメントの重量が表示されているもの又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類が備え付けられているものでなければならない。

(車両建設機械(解体用)運転技能講習規程の一部改正)

第四条 車両建設機械(解体用)運転技能講習規程(平成二年労働省告示第六十五号)の一部を次

のよう改正する。

第二条第一項の表作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識の項中「四時間」を「五時間」に改め、同表運転に必要な一般的事項に関する知識の項中「コンクリート造」の下に「、鉄骨造又は木造」を加え、「土木施工」を「建設施工」に、「二時間」を「三時間」に改め、同条第二項の表作業のための装置の操作の項中「四時間」を「五時間」に改める。

第三条の表中建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者の項を削る。

第四条中「掲げる者」の下に「（次項に規定する者を除く。）」を加え、「前二条」を「第二条」に改め、同条の表作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識の項中「一時間」を「二時間」に改め、同表運転に必要な一般的事項に関する知識の項中「コンクリート造」の下に「、鉄骨造又は木造」を加え、「土木施工」を「建設施工」に改め、同表作業のための装置の操作の項中「一時間」を「二時間」に改め、同条に次の二項を加える。

技術検定（次項において「建設機械施工技術検定」という。）のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号（次項において「建設省告示」という。）に定められた第二種の種別に該当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的作業方法	一時間
運転に必要な一般的な事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法	三十分
関係法令	労働安全衛生法、令及び安衛則中の関係条項	三十
作業のための装置	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	一時間

の操作

3 建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかつたもの又は二級の技術検定で建設省告示に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

講習科目	範囲	講習時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	車両系建設機械（解体用）の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 車両系建設機械（解体用）による一般的作業方法	五時間
運転に必要な一般的な事項に関する知識	車両系建設機械（解体用）の運転に必要な力学 コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造 建設施工の方法	三十分
関係法令	労働安全衛生法、令及び安衛則中の関係条項	三十分
作業のための装置	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	五時間

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、平成二十五年七月一日から適用する。

(特別教育に関する経過措置)

第二条 事業者は、労働安全衛生規則第三十六条第九号に掲げる業務のうち労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第七第六号1に掲げる機械の運転の業務に、第一条の規定による改正前の安全衛生特別教育規程第十二条の三の規定による特別教育を受けた者を就かせるときは、第一条の規定による改正後の安全衛生特別教育規程第十二条の三の規定にかかわらず、同条の規定による特別教育を行うことを要しない。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この告示の適用の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

基発0412第14号
平成25年4月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について

安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示(平成25年厚生労働省告示第141号)が本日公示され、本年7月1日から適用することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)の規定により、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第7第6号に規定される建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの(以下「車両系解体用機械」という。)については、厚生労働大臣が定める規格に適合したものでなければ譲渡等が禁止されるとともに、その運転の業務に従事する労働者は、一定の技能講習を修了した者又は特別教育を受けた者に限定されている。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第58号)による労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の一部改正により、令別表第7第6号2の解体用機械として、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機が規定されることに伴い、これらの機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの(以下単に「鉄骨切断機等」という。)が適合しなければならない規格や、その運転の業務に従事する労働者に対する技能講習、特別教育の内容を規定したものである。

第2 細部事項

1 安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)

- (1) 労働者に対する特別の教育が必要な業務に、機体重量が3トン未満の鉄骨切断機等の運転業務が追加されたことに伴い、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるブレーカ（以下単に「ブレーカ」という。）の運転の業務に従事する労働者に対する特別教育の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合計4機種の車両系解体用機械を対象とするものに改めたこと。
(第11条の3関係)
- (2) 具体的には、次のとおり改めたこと。
- ア 学科教育の「小型車両系建設機械（解体用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の教育時間を0.5時間増加させて2.5時間としたこと。
 - イ 学科教育の「小型車両系建設機械（解体用）の運転に必要な一般的事項に関する知識」の教育時間を0.5時間増加させて1.5時間としたこと。なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。
 - ウ 実技教育の「小型車両系建設機械（解体用）の作業のための装置の操作」の教育時間を1時間増加させて3時間としたこと。
- (3) 平成25年7月1日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、引き続き、機体重量3トン未満のブレーカの運転の業務に従事させることができること。
- (4) 平成25年7月1日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、機体重量3トン未満の鉄骨切断機等の運転の業務に従事させる場合には、(2)のとおり拡充された内容についての教育が必要であること。
- 2 労働安全衛生規則別表第3下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の(昭和47年労働省令第113号)の一部改正関係
- (1) 労働安全衛生規則別表第3の「令第20条第12号の業務のうち令別表第7第6号2に掲げる建設機械の運転の業務」の項第2号の厚生労働大臣が定める者として、次の者を定めたこと。なお、同項第1号には、平成25年7月1日以後に開始される車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者が規定されていること。
- ア 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。)に規定する普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に定める機械整備系建設機械整備科又は揚重運搬機械運転系建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行われるものを除く。)で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者

- イ 能開法に規定する普通職業訓練のうち、能開法規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練（通信の方法によって行われるものと除く。）で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者
 - ウ 平成4年改正前の能開法に規定する準則訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者
 - エ 平成4年改正前の能開法に規定する能力再開発訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第7の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科又は建設機械運転科の訓練で、厚生労働省労働基準局長が指定するものを修了した者
- (2) ア～エの訓練を実施する者で、厚生労働省労働基準局長の指定を受けようとするものは、当該訓練が、車両系建設機械（解体用）運転技能講習と同等以上の知識及び技能を付与するものであることを証する書面を添えて、厚生労働省労働基準局長あて申請する必要があること。

3 車両系建設機械構造規格（昭和47年労働省告示第150号）の一部改正関係

(1) 安定度（第4条関係）

- ア 鉄骨切断機等について、ブレーカと同様の後方安定度の要件を規定したこと。
- イ 解体用つかみ機（特定解体用機械に該当するものを除く。）は、予測以上の荷重がかからることによる転倒の危険があるため、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値がその転倒支点における転倒モーメント値の1.33倍以上となる前方安定度を有しなければならないとしたこと。
- ウ ブーム及びアームの長さの合計が12メートル以上である解体用機械（以下「特定解体用機械」という。）は、重心が高く、特に転倒しやすい構造であるため、ブーム及びアームが向けられている側の転倒支点における安定モーメントの値がその転倒支点における転倒モーメントの値の1.5倍以上となる前方安定度を有しなければならないとしたこと。
- エ 第4項及び第5項の「転倒支点」は、ブーム及びアームが向けられている側の全ての転倒支点をいうこと。
- オ 第4項の前方安定度は、日本工業規格（以下「JIS」という。）A8340-4の4.6.4.2で引用される国際規格 ISO10567-2007により求めること。
- カ 第5項の前方安定度は、JISA8340-4附属書JC.6.1.1により求めること。

- キ 本条第6項において読み替えて準用する第3項第1号中「前方安定に
関し最も不利となる状態」とは、第4項の適用については、解体用つか
み機のブーム及びアームを水平にした状態を、第5項の適用については、
ブーム及びアームを水平方向に最大限伸ばした状態をいうものである
こと。
- ク ブーム及びアームの長さの合計が12メートル未満の解体用機械であ
っても、第5項の前方安定度を確保できる範囲で、ブーム及びアームを
動かすことができる範囲（作業範囲）を設定すること。

（2）作業装置用ブレーキ（第6条関係）

鉄骨切断機等について、ブレーカと同様の作業装置用ブレーキの要件を
規定したこと。ただし、油圧又は空気圧を動力として用いる解体用機械は、
本条の作業装置用ブレーキを備えなくても差し支えないこと。

（3）運転室（第9条）

ア 第4項は、ブレーカの運転室の前面のガラスについて、強化ガラス以
外の安全ガラスの使用が認められる趣旨を明らかにするため、改正を行
ったものであること。

イ 第4項の「安全ガラス」には、JIS R 3211(自動車用安全ガラス)に定
める合わせガラス又は強化ガラスの規格に適合するもの、及び JIS R
3206(強化ガラス)に定める規格に適合するものが含まれること。

ウ 第5項は、鉄骨切断機及びコンクリート圧碎機については、作業時に
解体物やその破片が運転室に飛来するおそれがあることから、運転室の
前面に安全ガラスを使用することに加え、その前面に物体の飛来による
危険を防止するための設備を備えているものでなければならないとし
たものであること。

エ 第5項の「物体の飛来による危険を防止するための設備」は、アッ
チメントの動力、想定される作業の対象物の構造、性質、想定される機
械本体と作業の対象物との距離を勘案し、最も危険性の高い飛来物から
労働者を保護することのできるものをいうこと。

（4）アーム等の昇降による危険防止設備（第11条関係）

ア 鉄骨切断機等について、ブレーカと同様のアーム等の昇降による危険
防止設備の要件を規定したこと。

イ 「アーム等」の「等」には、ブームが含まれること。

（5）自動停止装置等（第13条の2関係）

ア 作業範囲（安定を確保する観点から定められた、ブーム及びアームを
動かすことができる範囲）を超えてブーム又はアームが操作されるおそれ
がある特定解体用機械には、作業範囲を超えてブーム又はアームが操
作されたときに、起伏装置及び伸縮装置の作動を自動的に停止させる装

置又は運転者に注意を喚起するための警音を発する装置を備えているものでなければならないとしたこと。なお、作業範囲を超えてブーム又はアームを操作することは、労働安全衛生規則第163条により禁止されていること。

イ 「安定度等」の「等」には、構造、材料、ブーム及びアームの長さが含まれること。

ウ 「作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されるおそれがある」とは、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できない構造であることをいうこと。

エ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であって、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できない構造のものについては、本条の装置を備えていることが望ましいこと。

(6) 逆止め弁（第14条関係）

ア 油圧を動力として用いる特定解体用機械の起伏装置及び伸縮装置は、原則として、油圧ホースの破損や接続部からの油漏れによる油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な降下等を防止するための逆止め弁を備えているものでなければならないとしたこと。

イ 「急激な降下等」の「等」とは、急激な収縮をいうこと。

ウ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であって、ブーム及びアームを水平にした状態において、第4条第4項の前方安定度を確保できないものについては、「逆止め弁」を備えたものとすること。

(7) 表示（第15条関係）

ア 取り替えることのできるアタッチメントを有する車両系建設機械については、当該アタッチメントの重量及び装着することのできるアタッチメントの重量が運転者の見やすい位置に表示されているもの、又は運転者が当該事項を容易に確認できる書類を備え付けたものでなければならないとしたこと。

イ 本条の表示について、運転者が必要な事項を容易に確認できる書類を備え付けることにより代替できることとしたこと。

ウ 運転者が容易に確認できる書類の備付けの方法には、必要事項を記載した書類を運転席周辺の書類入れに入れておくことが含まれること。

4 車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程（平成2年労働省告示第65号）の一部改正関係

(1) 労働者の就業が制限される業務として、機体重量3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務が追加されたことに伴い、ブレーカの運転の業務に従事することが認められる技能講習の内容を拡充し、鉄骨切断機等を含めた合

計4機種の車両系解体用機械を対象とするものに改めたこと。

- (2) 一般の技能講習の範囲及び時間について、次のとおり改めたこと。
- ア 学科講習の「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の講習時間を1時間増加させて5時間としたこと。
- イ 学科講習の「運転に必要な一般的事項に関する知識」の範囲に「鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造」を加え、その講習時間を1時間増加させて3時間としたこと。なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。
- ウ 実技講習の「作業のための装置の操作」の講習時間を1時間増加させて5時間としたこと。
- (3) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了した者等に関する特例について、次のとおり改めたこと。
- ア 学科講習の「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の講習時間を1時間増加させて2時間としたこと。
- イ 学科講習の「運転に必要な一般的事項に関する知識」の範囲に「鉄骨造又は木造の工作物等の種類及び構造」を加えたこと。なお、この科目の範囲として規定されていた「土木施工の方法」について、用語の整理により、「建設施工の方法」に改めたこと。
- ウ 実技講習の「作業のための装置の操作」の講習時間を1時間増加させて2時間としたこと
- (4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法とショベル系建設機械施工法のいずれをも選択しなかったもの、又は2級の技術検定で第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者については、これまで一部の講習科目の受講を免除していたが、別途鉄骨切断機等の安全な操作方法等に係る知識及び技能を付与する必要があるため、時間を短縮した技能講習を実施することとしたこと。
- (5) 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択したもの、又は2級の技術検定で第2種の種別に該当するものに合格した者については、これまで技能講習の全部を免除していたが、別途鉄骨切断機等の安全な操作方法等に係る知識及び技能を付与する必要があるため、時間を短縮した技能講習を実施することとしたこと。
- (6) 講師の要件については、平成16年3月19日付け基発第0319009号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する

法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」
(以下「基発第 0319009 号通達」という。) の別添 6 の 34 に示したとおり
であること。

(7) 第 2 条第 2 項の表の「走行の操作」の科目の「定められたコース」につ
いては、昭和 47 年 10 月 30 日付け基発第 703 号「安全関係技能講習規程
の施行について」(以下「基発第 703 号通達」という。) の第 12 の 2 の (1)
を準用すること。

(8) 第 2 条第 2 項の表の「作業のための装置の操作」の科目については、次
のア及びイをそれぞれ行うこと。

ア ブレーカ

① 「定められた方法」とは、次の(ア)から(ウ)までの操作を組み
合わせて行わせる方法をいうこと。

(ア) ブーム及びアームの上下の操作

(イ) ブレーカユニットの伸ばしと抱込みの操作

(ウ) 旋回及びタガネを作業点へ移動させる操作

② 基本操作のほか、コンクリート柱、壁等立体物及びコンクリート床
等平面体の解体作業のための装置の操作を行わせること。

イ 解体用つかみ機

① 「定められた方法」とは、次の(ア)から(ウ)までの操作を組み
合わせて行わせる方法をいうこと。

(ア) ブーム及びアームの上下の操作

(イ) つかみ具の開閉の操作

(ウ) 対象物をつかみ、持ち上げて旋回し、所定の位置に置く操作

② 基本操作のほか、解体用つかみ機による木造工作物等立体物の解体
作業のための装置の操作を行わせること。

(9) 実技講習に使用する機械は次のものとすること。

ア 「走行の操作」については、ショベル系建設機械であればブレーカ又
は解体用つかみ機以外のものでも差し支えないこと。また、タイヤ式又
はクローラ式のいずれでもよいこと。

イ 「作業のための装置の操作」については、タイヤ式又はクローラ式の
ブレーカ(ドラグ・ショベルのバケットをブレーカユニットに交換した
もので差し支えない。)及び解体用つかみ機(ドラグ・ショベルのバケ
ットを解体用つかみ具に交換したもので差し支えない。)を使用すること。

ウ 使用する車両系建設機械は、機体重量が 5 トン以上のものとすること。

(10) 修了試験の実施については、平成 2 年 9 月 26 日付け基発第 586 号「床
上操作式クレーン運転技能講習規程、小型移動式クレーン運転技能講習規

程、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程、不整地運搬車運転技能講習規程及び高所作業車運転技能講習規程の施行について」（以下「基発第 586 号通達」という。）の第 1 の 3 によること。ただし、一部の講習科目の受講が免除されている者については、受講者が受講した各科目の点数の合計をもって満点とし、合格は、各科目の得点が、各科目の配点の 40% 以上であって、かつ、得点の合計が、受講者が受験した科目の配点の合計点の 60% 以上である場合とすること。

- (11) 学科試験における各科目の配点は、次のとおりとすること。
- ア 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 30 点
 - イ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 30 点
 - ウ 運転に必要な一般的事項に関する知識 20 点
 - エ 関係法令 20 点
- 合計 100 点
- (12) 実技試験については、基発第 703 号通達の第 12 の 3 の (2) を準用して行うこと。この場合の実技試験採点表は、別表によること。

5 附則関係

- (1) この告示は、平成 25 年 7 月 1 日から適用すること。（附則第 1 条）
- (2) 改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（附則第 3 条関係）

第 3 関係通達の一部改正

- 1 基発第 586 号通達の一部改正
基発第 586 号通達の第 4 の 2 及び 3 を次のように改めること。
2・3 削除
- 2 基発第 0319009 号通達の一部改正
基発第 0319009 号通達の別添 5 の 6 の (2) 「ブレーカ（ドラグ・ショベルにブレーカユニットを装着したもので差し支えない。）」を「ブレーカ及び解体用つかみ機（ドラグ・ショベルのアタッチメントをそれぞれブレーカユニット及び解体用つかみ具に交換したもので差し支えない。）」に改正すること。

別表

実技試験採点表（車両系建設機械（解体用））

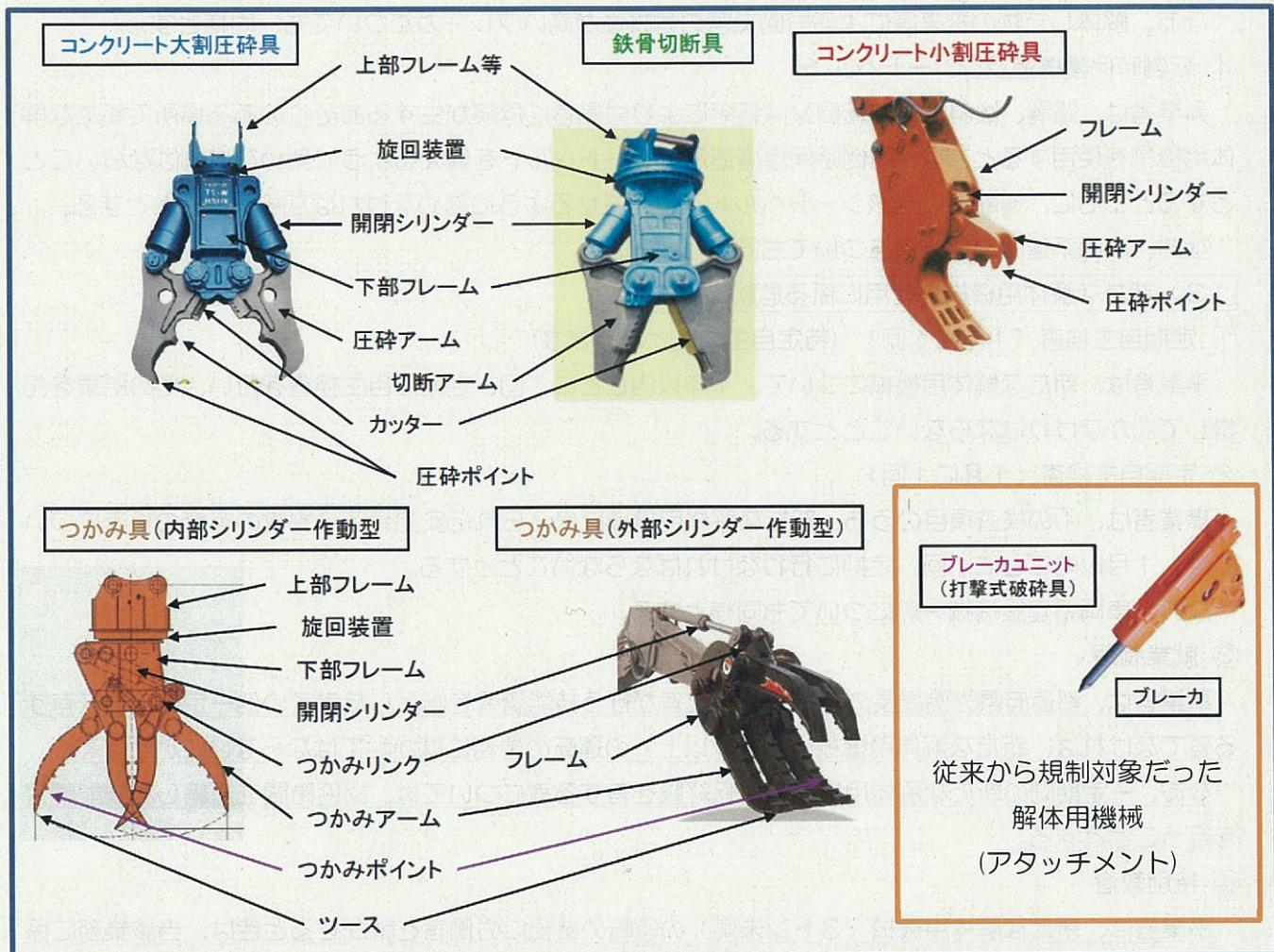
試験項目		配点	減点	得点
1 走 行 の た め の 操 作	(1) 車体 車体周囲確認点検（確認姿勢、確認位置等）	2		
	(2) 乗車 乗車方法等（乗車姿勢、乗車位置、飛び乗り等）	2		
	(3)-① エンジン始動前 乗車後の周辺安全確認 つかみ具の位置確認 操作レバーポジション確認	4		
	(3)-② エンジン始動 エンジン始動の円滑さ			
	(3)-③ エンジン始動後 各計器の指度状態確認 警告ランプ、警報ブザー状態確認			
	(4) 発進 発進前の周辺安全確認 作業装置レバーの再確認（レバーの中立又は保持状態） 発進のための各レバー、ハンドル、ペダル類の一連操作の円滑さ（各機種に対応したもの）	4		
	(5) 走行 前方の安全状態確認 カーブ走行又は傾斜地走行の円滑さ 屈折走行の円滑さ 方向変換の円滑さ（徐行を含める。） 変速操作の的確、円滑さ 走行レバー、ハンドル、ペダル操作の的確、円滑さ 適正速度の確保 コース内の走行（離脱）	18		
	(6) 停止 一時停止位置の確保 駐車ブレーキの作動 変速レバー、燃料調整レバー等の一連のレバー、ハンドル、ペダル類の操作位置 操作の円滑さ	4		
	(7) 下車 下車方法等	2		
	(8) 移送のための積みおろし 各レバー、ハンドル、ペダル類の一連操作の円	4		

	滑さ 積込みのための登板の円滑さ 積おろしの降板中の円滑さ 登降板中の車体位置の適否 登降板後の車体位置の適否		
	小計	40	
2 作 業 の た め の 装 置 の 操 作	(1) つかみ位置までの発進、待機 発進前の周辺安全再確認 走行レバー、ハンドル、ペダル類の操作の円滑さ 停止の円滑さ 停止位置の適否（停止位置地盤状態を含む。） 駐車ブレーキの操作 (アウトリガーの張り出し操作の的確、円滑さ)	8	
	(2) つかみ準備作業 前方の安全状態確認 旋回操作の的確、円滑さ ブーム操作の的確、円滑さ アーム操作の的確、円滑さ つかみ具の位置とつかみ箇所の位置の的確さ	16	
	(3) つかみ上げ及び移動の作業 つかみ具作動ペダル、レバー操作の的確、円滑さ 物をつかみ上げ、放す位置の的確さ つかみ上げの状況と周辺の注意	12	
	(4) つかみ位置からの後退と停止 後退前の周辺安全再確認 (アウトリガーの格納操作の的確、円滑さ) 走行レバー、ハンドル、ペダル操作の的確、円滑さ 停止の円滑さ 停止位置の適否（停止位置地盤状態を含む。） 駐車ブレーキの操作	4	
	小計	40	
3 そ の 他	所要時間（標準時間（　）分オーバー） 作業態度 その他	20	
	小計	20	
計		100	

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

平成25年7月1日から新たに規制される解体用機械(アタッチメント)

(画像については、厚生労働省 解体用車両系建設機械の新たな安全対策に係る検討会報告書より抜粋したもの)



動力を用いて不特定の場所を自走することのできる鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及びつかみ機(以下「新たな解体用機械」という。)等について、これらの機械による労働災害を防止するため、下記(1)から(4)までのとおり、規定されました。

(1) 車両系建設機械への追加

新たな解体用機械について、貸与先の事業場における労働災害の防止のための貸与者の点検義務、前照灯の設置義務等、労働安全衛生法令において車両系建設機械一般に課されている義務を課すこととする。

(2) 新たな解体用機械の構造

①譲渡等の制限

製造者等は、車両系建設機械構造規格で定める構造を具備したものでなければ新たな解体用機械の譲渡等をしてはならないこととする。

② ヘッドガード

事業者は、コンクリート、岩石の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で新たな解体用機械を使用するときは、堅固なヘッドガードを備えなければならないこととする。

③ 運転室

事業者は、コンクリート、岩石の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で新たな解体用機械を使用するときは、運転室を備えなければならないこととし、それ以外の場所で運転室を備えないものを使用するときは、労働者に保護具を使用させる等、飛来物による危険を防止するための措置を講じなければならないこととする。

なお、解体した物の飛来等による労働災害の危険性が高いブレーカについても、同様とする。

④ 転倒時保護構造及びシートベルト

事業者は、路肩、傾斜地等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で新たな解体用機械を使用するときは、転倒時保護構造及びシートベルトを備えるように努めなければならないこととともに、運転者に当該シートベルトを使用させるように努めなければならないこととする。

なお、車両系建設機械一般についても同様とする。

(3) 新たな解体用機械の使用に係る危険の防止

① 定期自主検査（1年に1回）（特定自主検査となります）

事業者は、新たな解体用機械について、1年以内ごとに1回、定期に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならぬこととする。

② 定期自主検査（1月に1回）

事業者は、①の検査項目のうち、新たな解体用機械に備えられた安全弁等の異常の有無の検査については、1月以内ごとに1回、定期に行わなければならないこととする。

なお、車両系建設機械一般についても同様とする。

③ 就業制限

事業者は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者その他一定の資格を有する者でなければ、新たな解体用機械（3トン以上）の運転の業務に就かせてはならないこととする。

なお、一定期間の新たな解体用機械の運転経験を有する者については、講習時間を短縮した技能講習を行うこととする。

④ 特別教育

事業者は、新たな解体用機械（3トン未満）の運転の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に係る安全のための特別の教育を行わなければならないこととする。

⑤ アタッチメントの倒壊等による危険の防止

事業者は、新たな解体用機械のアタッチメントの装着及び取り外しの作業を行うときは、交換用架台の使用等、アタッチメントの倒壊等による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないこととする。

また、アタッチメントの装着及び取り外しの作業を行う労働者は、交換用架台を使用しなければならないこととする。

なお、車両系建設機械一般についても同様とする。

⑥ 危険な場所への立入禁止

事業者は、新たな解体用機械を用いて工作物の解体等の作業を行うときは、解体した物の落下等により労働者に危険が生ずるおそれがある箇所への労働者の立入りを禁止しなければならないこととする。

また、解体した物の落下等による労働災害の危険性が高いブレーカについても、同様とする。

⑦ 転倒のおそれがある場所における作業の制限

事業者は、新たな解体用機械のうち、長尺又は複数段のブーム等を備えたものにあっては、当該機械が転倒し、又は転落するおそれのある場所における使用の禁止等の措置を講じなければならないこととする。

(4) その他所要の改正を行っております。

公布日 平成25年4月12日

施行日 平成25年7月1日

安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の概要

改正の概要

動力を用いて不特定の場所を自走することのできる鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及びつかみ機（以下「新たな解体用機械」という。）について、これらの機械による労働災害を防止するため、下記（1）から（3）までのとおり、規定の見直しを行ないました。

（1）安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）の一部改正

新たな解体用機械の安全な操作方法等の教育のため、小型車両系建設機械（解体用）に係る特別教育の教育科目について、「小型車両系建設機械（解体用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」、「小型車両系建設機械（解体用）の運転に必要な一般的事項に関する知識」及び「小型車両系建設機械（解体用）の作業のための装置の操作」の科目的教育を拡充することとする。

（2）車両系建設機械構造規格（昭和47年労働省告示第150号）の一部改正

新たな解体用機械が具備しなければならない構造規格については、安定度、アーム等の昇降による危険防止設備など、原則として、車両系建設機械構造規格に規定される車両系建設機械の構造規格と同様としつつ、新たな解体用機械の用途、性質に応じて、次のように定めることとする。

① 安定度

新たな解体用機械のうち、長尺又は複数段のブーム等を備えたもの（以下「ロング解体機」という。）については、その転倒を防止するため、転倒支点における転倒モーメントと安定モーメントの比が一定の値以下になるようにしなければならないこととする。

② 安全装置

ロング解体機については、油圧ホースの破損等によるブームの急激な降下を防止するための装置を備えなければならないこととする。

③ 運転室の飛来物防護設備

新たな解体用機械の運転室の前面に使用するガラスは、安全ガラスでなければならないこととともに、鉄骨切断機及びコンクリート圧碎機の運転室の前面に、物体の飛来による危険を防止するための堅固な設備を備えなければならないこととする。

なお、解体した物の飛来による労働災害の危険性の高いブレーカの運転室についても、鉄骨切断機等の運転室と同様とする。

④ 表示

アタッチメントを有する新たな解体用機械については、製造者名等の事項のほか、装着可能なアタッチメントの容量、重量、最大積載重量等を運転者の見やすい位置に表示しなければならないこととともに、当該アタッチメント自体にも、アタッチメントの容量、重量、最大積載重量等を運転者の見やすい位置に表示しなければならないこととする。

なお、車両系建設機械一般についても同様とする。

(3) 車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程の一部改正

① 技能講習時間の追加

新たな解体用機械の安全な操作方法等の教育のため、車両系建設機械（解体用）に係る技能講習について、「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」、「運転に必要な一般的事項に関する知識」及び「作業のための装置の操作」の科目の講習を拡充することとする。

なお、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）に係る技能講習の修了者等を対象として実施されている技能講習についても、同様とする。

② 従来の解体用機械の運転技能講習修了者に対する技能講習の特例

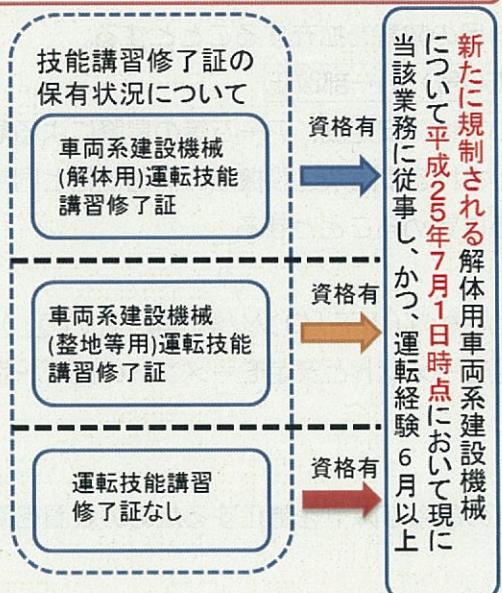
従来の解体用機械の運転技能講習を修了した者については、講習時間を一部短縮し、新たな解体用機械に係る部分のみ講習を実施することとする。

(4) その他所要の改正を行いました。

公布日 平成 25 年 4 月 12 日

施行日 平成 25 年 7 月 1 日

特例講習の種類について(案)



運転経験については、機体重量3トン以上に限らず3トン未満も可

経験有 → (案)

経験無 → (案)

経験有 → (案)

経験無 → (案)

経験有 → (案)

経験無 → (案)

走行装置	作業装置	学科講習			小計	実技講習			合計
		運転一般	関係法令	小計		走行操作	作業操作	小計	
—	1	0.5	0.5	2	—	—	0	2	
—	1	0.5	0.5	2	—	1	1	3	
—	2	0.5	0.5	3	—	—	0	3	
—	2	0.5	0.5	3	—	2	2	5	
2	2.5	1.5	1	7	—	—	0	7	
4	5	3	1	13	20	5	25	38	

数字は講習時間数を示す

上記講習時間数は平成25年厚生労働省告示第141号(車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程の一部改正)及び、車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習の基準案(パブリックコメント掲載案)より作成したもの。

なお、特例講習は「平成 25 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで」の 2 年間のみ実施となります。

参考

- ※ 「車両系建設機械」の就業制限(労働安全衛生法施行令第 20 条、労働安全衛生規則第 41 条)は建設業に限定されず、建設業以外の事業にも適用する。(昭 47・11・15 基発第 725 号)
- ※ 「車両系建設機械」の就業制限は、労働者のみに限定されず、個人事業主や一人親方等も含まれる。(昭 49・6・25 基収第 1367 号)

平成25年死亡災害発生状況(対前年比較)
平成25年5月28日 現在

現在		前年同期	
13人		26人	

平成25年死亡災害発生状況(5月28日 現在)

業種別	東京労働局 労働基準部安全課																			
	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造建築工事業	その他の建設業	運輸、交道、通業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	接客営業	飲食店	清掃と畜産業	ビルメンテナンス業	その他三次産業	金融業	警備業	その他(一次産業)	全産業合計
本年発生分	0	5	0	3	1	2	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3	0	1	0	13
前年同期	3	13	5	8	0	4	3	0	1	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0	26
増減率(%)	-3	-8	-5	-5	1	2	-4	-3	0	0	0	0	1	0	-3	1	0	1	0	-13

(注) 上段は本年5月28日 現在(速報値)
下段は前年同期(速報値)

平成25年死傷災害発生状況(4月末日 現在)

業種別	東京労働局 労働基準部安全課																				
	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造建築工事業	その他の建設業	運輸、交道、通業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	接客営業	飲食店	清掃と畜産業	ビルメンテナンス業	その他三次産業	金融業	警備業	その他(一次産業)	全産業合計	
本年発生分	132	307	54	216	16	37	389	210	30	313	279	134	185	140	180	138	318	8	55	14	2,002
前年同期	175	319	76	213	18	30	351	204	32	333	290	136	142	111	152	106	329	30	47	15	1,984
増減率(%)	-24.6	-3.8	-28.9	1.4	-11.1	23.3	10.8	2.9	-6.3	-6.0	-3.8	-1.5	30.3	26.1	18.4	30.2	-3.3	-73.3	17.0	-6.7	0.9

(注1) 上段は本年4月末日 現在(速報値)
下段は前年同期(速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

平成24年死亡災害発生状況(対前年比較)

確定値

24年	82人
死亡	77人/年
死傷	8,506人/年

平成24年死亡災害発生状況 (確定値)

業種別	東京労働局 労働基準部安全課																			
	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他建設の事業	運輸交通業	道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	接客娛樂業	飲食店	清掃ビン業	その他三次産業	金融業	警備業	その他一次産業	全産業合計
24年発生分	9	26	6	18	2	2	10	8	1	9	7	0	2	2	6	6	17	0	2	82
前年同期	5	26	8	11	4	7	8	4	3	4	1	1	1	1	6	5	20	1	4	2
増減率(%)	-4	0	-2	7	-2	-5	2	4	-2	5	4	-1	1	1	-3	-1	-2	0	6	

(注) 上段は24年確定値

下段は23年確定値

平成24年死傷災害発生状況 (確定値)

業種別	東京労働局 労働基準部安全課																				
	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他建設の事業	運輸交通業	道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	接客娛樂業	飲食店	清掃ビン業	その他三次産業	金融業	警備業	その他一次産業	全産業合計	
24年発生分	810	1,429	254	985	137	190	1,609	943	105	1,637	1,464	826	975	741	770	560	1,543	133	203	78	9,782
前年同期	847	1,439	230	1,016	128	193	1,573	900	99	1,607	1,403	747	840	625	783	548	1,504	151	203	98	9,537
増減率(%)	-4.4	-0.7	10.4	-3.1	7.0	-1.6	2.3	4.8	6.1	1.9	4.3	10.6	-16.1	18.6	-1.7	2.2	2.6	-11.9	0.0	-20.4	2.6

(注 1) 上段は24年確定値

下段は23年確定値

(注 2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。